

伊那市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

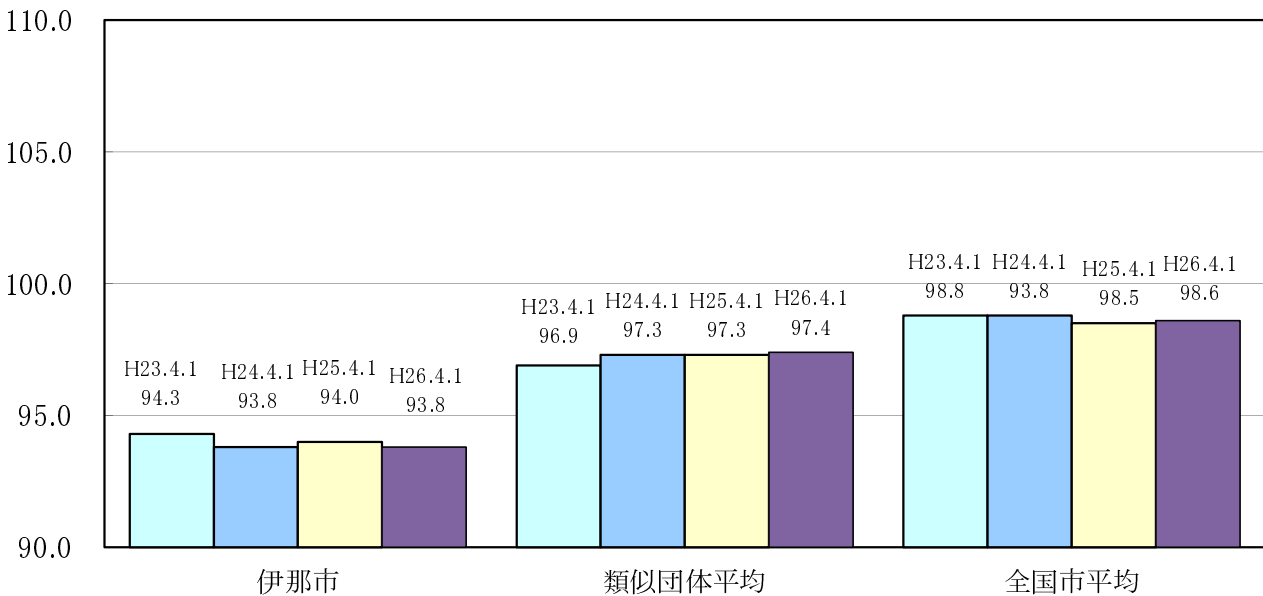
区分	住民基本台帳人口 (25年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 70,842	千円 33,993,328	千円 960,144	千円 4,740,832	% 14.0	% 15.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
25年度	人 584	千円 2,107,973	千円 331,647	千円 750,667	千円 3,190,287	千円 5,463	千円 5,715

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いと場合の値です。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定時期) 平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準3%に対し、伊那市においても3%を支給。

(実施時期)平成27年4月1日より実施。段階的に引き上げることとし、平成27年度は1%。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	見直し後の支給 割合(H30.4.1)	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	3%	1%
伊那市の支給割合	0%	3%	1%

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(注1)	平均給与月額 (国比較ベース)
伊那市	46.2 歳	334,006 円	370,984 円	357,255 円
長野県	45.5 歳	342,898 円	399,942 円	376,841 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.9 歳	324,693 円	384,479 円	353,722 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間(注2)		
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
伊那市								
バス運転手	51.10歳	2人	347,300 円	387,800 円	379,217 円	営業用バス運転手	47.5歳	314,900 円
長野県	58.0	28人	279,414 円	302,678 円	291,453 円	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	—	—
類似団体	50.9歳	31人	301,568 円	327,067 円	313,801 円	—	—	—

区分	参 考			
	(A/B)	年収ベース(試算値)の比較		
		公務員 (C)	民間 (D)	(C/D)
伊那市				
バス運転手	1.23	6,177.6 千円	3,778.4 千円	1.63

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成23年～25年の3年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給与月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 伊那市職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分	伊那市	長野県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	採用なし	139,600 円	— 円	

(3) 伊那市職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

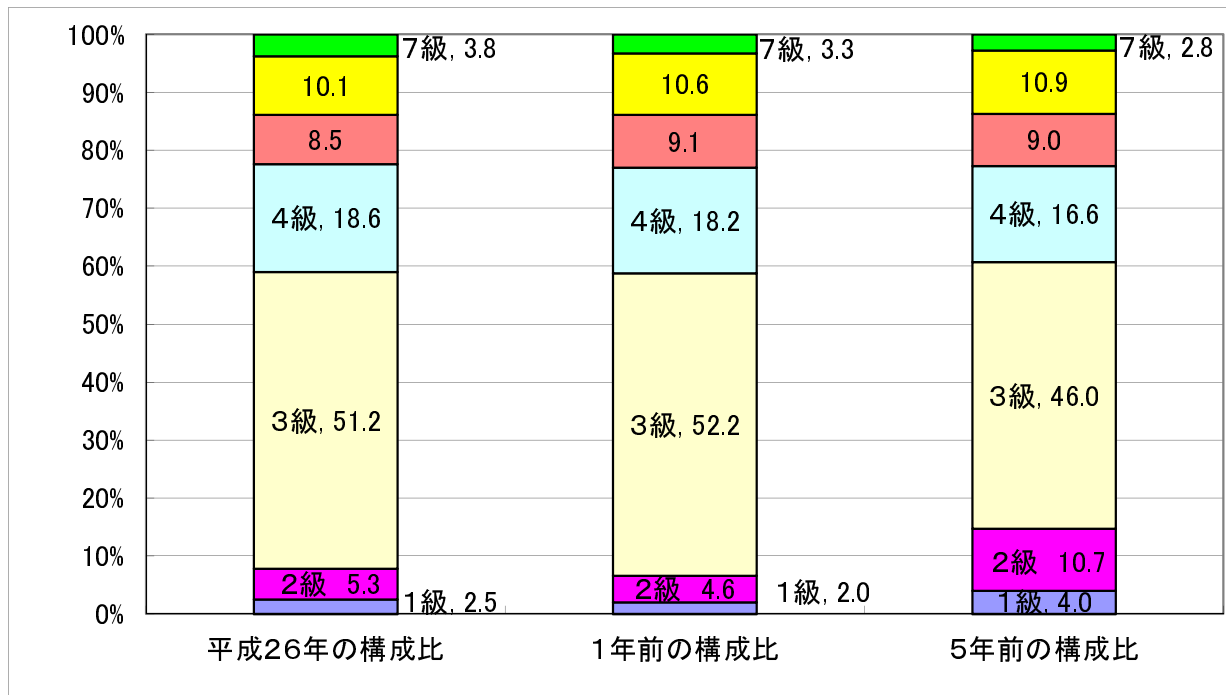
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	262,057 円	328,117 円	362,891 円	387,388 円
	高校卒	218,929 円	303,384 円	327,611 円	348,313 円
技能労務職	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし	

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長・局長・総合支所次長の職務 教育委員会事務局次長・議会事務局長の職務 参事の職務	15人	3.8%	366,200円	456,200円
6級	課長・室長・施設長・企画調整幹の職務 選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長・農業委員会事務局長・公平委員会事務局長の職務 副参事の職務	40人	10.1%	320,600円	422,600円
5級	課長補佐・室長補佐・次長の職務 主幹又は技幹の職務	34人	8.5%	289,200円	400,600円
4級	係長・支所長・園長・副園長・診療所の事務長の職務 美術館の副館長の職務 副主幹又は副技幹の職務	74人	18.6%	261,900円	402,800円
3級	主査又は技術主査の職務 主任又は技術主任・主任給食技師の職務 主任事務員又は主任技術員の職務	204人	51.2%	222,900円	381,400円
2級	高度な知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務 高度な知識又は経験を必要とする給食技師の職務 高度な知識又は経験を必要とする事務員又は技術員の職務	21人	5.3%	185,800円	307,800円
1級	主事又は技師・給食技師の職務 書記又は技手の職務 事務員又は技術員の職務	10人	2.5%	135,600円	243,700円

- (注) 1 伊那市給与条例に基づく給料表の区分による職員数です。
 2 一般行政職の職員数に、福祉職、医療職、企業職等は含まれないので、市職員数とは異なります。
 3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価制度の導入に向けた試行期間中であるため、勤務評定の昇給への反映は行っていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊那市	長野県	国
-----	-----	---

1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,285 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,584 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 公表数値がありません
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 15 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 15 ~ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 10 ~ 25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

これまで、人事評価制度の導入に向けた試行期間中であつたため、勤務成績の勤勉手当への反映は行っていませんでした。今後反映させる予定です。

(2)退職手当（平成26年4月1日現在）

伊 那 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62	27.0250	勤続20年	21.62	27.0250
勤続25年	20.77	36.5700	勤続25年	30.82	36.5700
勤続35年	43.70	52.44	勤続35年	43.70	52.44
最高限度額	52.44	52.44	最高限度額	52.44	52.44
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2~45%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2~45%）		
1人当たり 平均支給額	千円 対象者なし	千円 22,147	1人当たり 平均支給額	公表数値がありません	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3)地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	%	- 人	%
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)			

(注) 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数。

(補正前のラスパイレズ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4)特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		18 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		3,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成25年決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	健康推進担当職員	感染症等の病原体に汚染されている区域において、患者の救護、搬送、病原体の付着した物件等の処理に従事したもの	0 円	1日につき500円
行旅死亡人取扱手当	福祉事務所勤務職員	行旅死亡人処理作業へ従事したもの	0 円	1件につき3,000円
死体取扱手当	福祉事務所勤務職員	福祉事務所等に勤務する職員で死体の収容、死後の処置に従事したもの	0 円	1件につき2,000円

(5)時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	84,990 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	146 千円
支給実績(24年度決算)	85,513 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	145 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当(平成26年4月1日現在)

区分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外の扶養親族一人について 月額 6,500円 (配偶者がいない場合、そのうち一人については11,000円) ・満15歳に達する日後の年度の初めから満22歳に達した日後の年度末までの扶養親族一人につき 月額5,000円加算	同		千円 52,196	円 224,983
住居手当	貸家等の家賃を支払っている職員に支給 ・家賃月額23,000円以下 手当額=支払家賃-12,000円 ・家賃月額23,000円超 手当額=(支払家賃-23,000円)×1/2+11,000円	同		千円 17,752	円 261,059
通勤手当	通勤に交通機関を利用する職員に支給 ・運賃相当額(限度額55,000円) 自動車等の交通用具を使用する職員に支給 片道 2km以上 5km未満 月額2,000円 片道 5km以上 10km未満 月額4,100円 片道 10km以上 15km未満 月額6,500円 片道 15km以上 20km未満 月額8,900円 片道 20km以上 25km未満 月額11,300円 片道 25km以上 30km未満 月額13,700円 片道 30km以上 35km未満 月額16,100円 片道 35km以上 40km未満 月額18,500円 片道 40km以上 45km未満 月額20,900円 片道 45km以上 50km未満 月額21,800円 片道 50km以上 55km未満 月額22,700円 片道 55km以上 60km未満 月額23,600円 片道 60km以上 km以上 月額24,500円	同		千円 24,396	円 51,038
管理職手当	1種(部長等) 月額45,620円 2種(課長等) 月額33,808円	異(低い)	国は特別調整額として支給	千円 21,332	円 444,417
単身赴任手当	異動により転居し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、距離制限を満たす職員に支給 ・月額23,000円に交通距離(職員の住居と配偶者の住居までの距離)に応じて上限45,000円を加算した額	同		千円	円
休日勤務手当	正規に割り振られた勤務時間が休日であった場合に、勤務した職員に支給 手当額=1時間あたりの給与額×1.35×勤務時間	同		千円 0	円 0

夜間勤務手当	正規に割り振られた勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時)であった場合に、勤務した職員に支給 手当額＝ 1時間あたりの給与額×0.25×勤務時間	同		千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき5,200円 勤務した時間が5時間未満の場合は半額	異 (高い)※	国は勤務1回につき4,200円	千円 2,456	円 4,205
管理職員特別勤務手当	管理、監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した場合に支給 管理職手当支給割合に応じ、6,000円～8,000円	異 (低い)	国は管理職手当の支給割合に応じ 6,000円～27,000円	千円 550	円 9,167
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所を離れて本市に滞在する者に支給 1日につき6,620円以内			千円 0	円 0
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間下記区分により支給 ・世帯主である職員で扶養親族のあるもの 月額17,800円 ・世帯主である職員で上記以外のもの 月額10,200円 ・世帯主以外の職員 月額 7,360円	同		千円 31,941	円 54,693

※地方公務員については、労働基準法の適用を受け、手当支給額の計算方法が国と異なるため。

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	(参考)類似団体における最高 / 最低額		
給料	市長	928,000円	1,030,000円 / 435,000円
	副市長	768,000円	849,000円 / 571,000円
	地域自治区長	580,000円	—円 / —円
報酬	議長	459,000円	543,000円 / 350,000円
	副議長	383,000円	503,000円 / 300,000円
	議員	360,000円	457,000円 / 280,000円
期末手当	市長	(平成26年度支給割合)	
	副市長		
	地域自治区長		
	議長		
退職手当	市長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副市長		
	地域自治区長		
	備考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月、地域自治区長にあっては2年=24月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

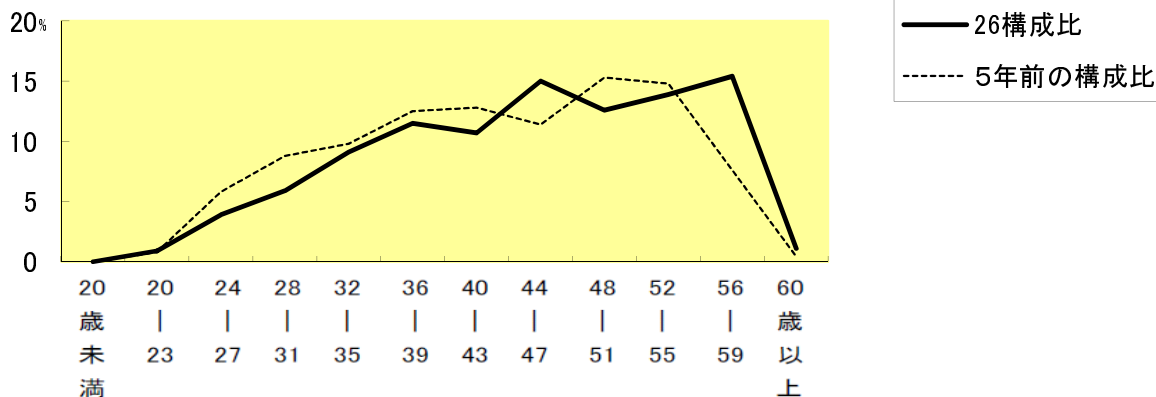
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	4	4	0	
	総務	120	134	14	療養休暇、育児休業職員の一元管理による人員の増
	税務	40	38	-2	業務見直しによる人員の減
	労務	1	1	0	
	農林水産	35	37	2	農業施策推進のための新係設置による増
	商工	27	24	-3	観光振興業務の一部移管による減
	土木	45	45	0	
	民生	182	178	-4	育児休業職員の一元管理による減
	衛生	45	41	-4	育児休業職員の一元管理による減
	計	499	502	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.9 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 57.74人)
普通会計部門	教育	85	76	-9	給食調理員、校務技師の事務職への配置転換による減
	消防	-	-	-	
	小計	584	578	-6	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.6 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 75.4人)
公営企業等部門	病院	10	10	0	
	水道	23	20	-3	業務見直しによる人員の減
	交通	2	2	0	
	下水道	22	22	0	
	その他	31	29	-2	育児休業職員の一元管理による減
	小計	88	83	-5	
総合計		672	661	-11	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.3 人
		[862]	[862]	[0]	

(注) 1 職員数は消防職等を除く、一般職に属する職員の数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	26人	39人	60人	76人	71人	99人	83人	92人	102人	7人	661人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
部門別							
一般行政	540	537	516	505	499	502	-38 (-7.04%)
教育	98	96	92	89	85	76	-22 (-22.45%)
普通会計計	638	633	608	594	585	578	-60 (-9.40%)
公営企業等会計	99	101	99	93	88	83	-16 (-16.16%)
総合計	737	734	707	687	672	661	-76 (-10.31%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 勤務時間等の状況(標準的なもの)

(平成26年4月1日現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間		休憩時間	
		開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分	午後1時00分

(注) 市民課及び保育園等では、時差出勤を導入しています。

9 年次有給休暇の取得状況

(平成25年1月1日～平成25年12月31日)

付与日数	平均取得日数
1年につき20日 (翌年への繰越最高20日)	8.7日

年次有給休暇のほかに次のような休暇があります。

- ・療養休暇
- ・特別休暇(産前・産後休暇、ボランティア休暇など)
- ・介護休暇
- ・組合休暇(無給)

10 育児休業の取得状況

(平成25年度)

区分	女性	男性
新規取得	10人	0人
前年度から継続	27人	0人

11 処分の状況

(平成25年度)

区分	分限処分					懲戒処分				
	免職	休職	降任	降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
職員数	0人	17人	0人	0人	17人	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 1 人数は延べ人数によるものです。

2 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない時に公務能率の維持・向上のために、職員の意に反して行う処分。いわゆる「病気休職」など。

3 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、秩序維持のために職員の責任を追及して行う制裁。

12 職員の営利企業等従事許可の状況

(平成25年度)

内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員などの地位をかねるもの	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件
報酬を得て事業若しくは事務に従事するもの(各種統計調査員報酬など)	69件

13 研修の状況

(平成25年度)

研修内容	参加人員
職層研修	延べ 305人
専門研修	延べ 839人
派遣研修	延べ 8人
その他	延べ 1,820人

1.4 福利厚生 の 状況

(1) 職員 共済 組合

- ・長野市町村職員共済組合において、短期給付(医療保険)長期給付(年金)、福祉事業(保健事業・貸付事業)を行っており、職員は共済組合の実施する福利厚生事業を受けることができます。市は、地方公務員法等の規定に基づき費用負担をしています。

(2) 職員 健康 診断 の 実施 状況

(平成25年度)

主な検診内容	受診者数
定期健康診断	674人
胃 検 診	207人
大 腸 検 診	279人
子宮がん検診	110人
乳がん検診	91人

その他に、VDT検査、B型肝炎検査などを実施しています。

(3) 職員 の 労働 安全 衛生 対策

- ・伊那市職員安全衛生委員会の開催
- ・職場巡視の実施
- ・健康相談の実施(産業医・保健師・臨床心理士など)
- ・安全講習会、メンタルヘルス研修会の開催
- ・予防接種の実施
- ・ポータルサイトを利用した健康情報の提供

(4) 職員 互助 会 の 設置

- ・地方公務員法第42条に基づく職員の保健その他厚生に関する事業を実施するため伊那市職員互助会が組織されています。
- ・会の運営は、会員からの会費(毎月 給料月額 \times 3/1000)と市からの委託料で行われています。なお、平成25年度に市から職員互助会へ支払われた委託料は、職員1人あたり年間4,826円でした。

1.5 公務 災害 の 認定 状況

(平成25年度)

区 分	認定件数
公務 災 害	3件
通勤 災 害	0件

公務上や通勤途上での災害については、地方公務員災害補償基金から補償が行われます。

1.6 不利益 処分 に 関 する 不服 申し 立て の 状況

(平成25年度)

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件